

アレルギー表示義務対象品目への「えび」・「かに」の追加について

平成 20 年 6 月 3 日付け官報にて、厚生労働省令第 112 号「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、アレルギー表示義務対象品目に「えび」・「かに」が追加されました。

平成 20 年 6 月 3 日からの施行となりますが、平成 22 年 6 月 3 日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物に係る表示については、改正後の省令別表第 6 にかかわらず、なお従前の例によることができますとされています。

表示義務があるのはこれまで、「小麦、そば、落花生、卵、乳」の 5 品目でしたが、今回の改正により、2 品目が加わり、計 7 品目となります。

アレルギー表示義務対象品目への「えび」・「かに」追加の経緯

アレルギー物質を含む食品については、特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止する観点から、平成 14 年 4 月より、これらを含む食品の表示が義務付けられました。

食物アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して、表示する必要性の高い 5 品目(小麦、そば、落花生、卵、乳)を特定原材料として表示を義務付け、20 品目(あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、キウイフルーツ、鶏肉、豚肉、バナナ、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)を特定原材料に準じるものとして表示を奨励していました。

「えび」においては、食物アレルギーに係る実態調査において、5 番目に多い健康被害が生じており、重篤な症状を引き起こす頻度も「小麦、そば、落花生、卵、乳」に次いで多いことが示されています。また、「えび」にアレルギーを持つ方の 3 分の 2 が、「かに」に対してもアレルギー症状を示すことが分かっています。

このような発症数、重篤度から勘案して、「えび」・「かに」がアレルギー表示義務対象品目に追加され、表示義務対象品目は 7 品目に、表示推奨品目は 18 品目になりました。

「えび」・「かに」の範囲について

「えび」の範囲は、日本標準商品分類の「7133 えび類(いせえび・ざりがに類を除く。)」及び「7134 いせえび・うかわえび・ざりがに類」となります。しゃこ類、あみ類、おきあみ類等は、表示の対象外となっています。

「かに」の範囲については、「7135 かに類」となります。

検査方法について

検査方法については、スクリーニング検査(ELISA 法)と確認検査(PCR 法)での 2 段階の検査方法が公表される予定です。

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/

